

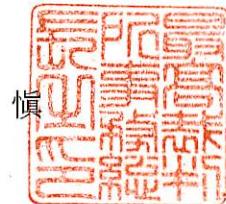
最高裁秘書第899号

令和4年3月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

分限裁判を受けた場合、裁判官としての人事評価にどのような影響を与えるかが分かる文書（最新版）

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年9月9日付け（同月13日受付）

2 答申番号

令和3年度（最情）答申第52号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）